

大阪市エレベーター防災対策改修補助事業に関するよくあるご質問

Q 1 : 既に補助対象の工事が完了しているが、補助は受けられるのか？

A 1 : 受けられません。補助を受けるためには、補助対象事業を実施する（工事契約）前に事前協議書及び交付申請書の提出を行い、交付決定の通知を受ける必要があります。

Q 2 : 補助対象となる防災対策の工事が一部実施済みで、残りの補助対象となる防災対策の工事をこれから実施する際は補助を受けられるのか？

A 2 : 既に実施済みの防災対策の工事は補助対象となる経費から除きますが、残りの補助対象となる防災対策の工事の全てを実施する際は補助が受けられます。

Q 3 : 補助の交付申請を受付期限までに行い、工事は次年度以降に行っても問題ないか？

A 3 : 補助対象となる工事は、補助申請を行った年度の2月末日（2月末日が休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに工事を完了し、実績報告を行う必要があります。

Q 4 : 区分所有建築物の場合、補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類の提出が必要だが、理事会の議事録で構わないか？

A 4 : 区分所有者法第42条に規定されている議事録であれば構いません。

Q 5 : 所有者が、エレベーターが設けられている建築物の検査済証を紛失しているが、どうすればよいのか？

A 5 : 大阪市役所3階の計画調整局建築指導部建築企画課⑤窓口にて、当該物件に対して検査済証の交付状況を調べる事が出来ます。検査済証の交付記録があれば、建築計画概要書の写しを取得し、事前協議書に添付してください。

Q 6 : 提出する長期修繕計画又は維持保全計画は、国交省又は公益社団法人ロングライフビル推進協会が発行している様式やガイドラインに従って作成しなければならないか？

A 6 : 建物全体の維持保全計画（資金計画等）が確認できるもので、エレベーターの修繕に係る予算及び工事計画が明記されているものであれば様式は問いません。